

# 平成30年度 名古屋市特定不妊治療費助成事業について

## ～体外受精・顕微授精を受けられた方へ～

『名古屋市特定不妊治療費助成事業』は、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成する制度です。

平成30年4月1日から、採卵から移植までの一連の治療を行う新鮮胚移植または凍結胚移植を実施した場合、初回申請を除き、助成額を拡充します。

### 1 事業の概要

助成対象治療	名古屋市または他の自治体の指定医療機関で行った特定不妊治療 ※文書料、食事療養費標準負担額、個室料など治療に直接関係しない費用は対象外																															
助成対象者	次のいずれにも該当する方 (1) <u>治療開始時点</u> で婚姻をしている法律上のご夫婦 (2) <u>申請時点</u> で名古屋市内に住所を有する方 (3) 夫婦合算の <u>所得金額が730万円未満</u> の方 (4) 妻の年齢が <u>43歳未満</u>																															
助成上限額	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>治療内容</th><th>初回申請</th><th>2回目以降</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td>新鮮胚移植を実施</td><td>30万円</td><td>20万円</td></tr><tr><td>B</td><td>凍結胚移植を実施</td><td>30万円</td><td>25万円</td></tr><tr><td>C</td><td>以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施</td><td>7万5千円</td><td>7万5千円</td></tr><tr><td>D</td><td>体調不良等により移植のめどが立たず治療終了</td><td>30万円</td><td>15万円</td></tr><tr><td>E</td><td>受精できずまたは、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止</td><td>30万円</td><td>15万円</td></tr><tr><td>F</td><td>採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止</td><td>7万5千円</td><td>7万5千円</td></tr></tbody></table>				区分	治療内容	初回申請	2回目以降	A	新鮮胚移植を実施	30万円	20万円	B	凍結胚移植を実施	30万円	25万円	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円	7万5千円	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	30万円	15万円	E	受精できずまたは、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	30万円	15万円	F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	7万5千円	7万5千円
区分	治療内容	初回申請	2回目以降																													
A	新鮮胚移植を実施	30万円	20万円																													
B	凍結胚移植を実施	30万円	25万円																													
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円	7万5千円																													
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	30万円	15万円																													
E	受精できずまたは、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	30万円	15万円																													
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	7万5千円	7万5千円																													
	特定不妊治療に至る過程の一環として、 <u>精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）</u> を行った場合、 <u>15万円を上限に上乗せします</u> （区分Cを除く）。																															
助成回数	<ul style="list-style-type: none"><li>初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が<u>40歳未満の場合</u> ⇒ <u>43歳になるまでに6回まで</u></li><li>初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が<u>40歳以上43歳未満の場合</u> ⇒ <u>43歳になるまでに3回まで</u></li></ul>																															

### 2 申請方法

申請方法	申請書に必要書類を添付して、お住まいの区の保健センター（保健予防課保健感染症係）へ申請してください。
申請受付期間	1回の治療が終了した日（※）から、 <u>2ヶ月以内に申請</u> を行ってください。 ただし、 <u>治療終了日の属する年度内（3月末まで）</u> であれば申請できます。 ※「1回の治療が終了した日」とは、妊娠の確認（妊娠の有無は問いません）の日、又は医師の判断によりやむを得ず治療を終了した日を指します。 申請期間を過ぎた場合は申請の受付ができませんので、お早めにご申請ください

## ■申請に必要なもの

1	申請書	名古屋市特定不妊治療費助成事業申請書
2	請求書	請求書（申請書の下に複写式の請求書があります）
3	医療機関の証明書	特定不妊治療費助成事業受診等証明書 ＊医療機関で証明を受けてください
4	婚姻を証明する書類	戸籍謄本（申請日の3か月以内に発行されたもの）
5	所得を証明する書類 夫及び妻の市民税県民税証明書（児童手当用） ※証明書の取得年度について 4、5月申請→平成29年度（平成28年中の所得） 6～3月申請→平成30年度（平成29年中の所得）	基準日（平成30年4、5月申請は平成29年1月1日、平成30年6月～平成31年3月申請は平成30年1月1日）時点で名古屋市に住民票があり、所得確認に同意された場合は、保健センターで確認するので書類提出は不要です。 ※名古屋市に市民税課税情報が無い方は、保健センターで確認することができませんので、あらかじめご了承ください。 ※保健センターで確認ができない場合は、基準日時点の住所地で市民税県民税証明書（児童手当用）を取得し、提出してください。
6	支払額を証明する書類	医療機関や薬局の領収書・明細書（原本照合すればコピー可） ＊提出された領収書は返却しません。領収書の原本が必要な方は、コピーをとって、原本とともに窓口に提出してください。窓口で原本と照合し、原本を返却します。

※ 印鑑（スタンプ印は不可）をご持参ください

※ 同一年度内の2回目以降の申請の場合、4、5はコピーでけっこうです。

※ 1、2、3の様式については、保健センターにあります、名古屋市ホームページ（<http://www.city.nagoya.jp/>）からダウンロードすることもできます

名古屋市役所「トップページ」 ⇒ 「暮らしの情報」 ⇒ 「健康と子育て」 ⇒ 「妊娠・出産」  
⇒ 「不妊・不育症について」 ⇒ 「名古屋市特定不妊治療費助成事業のご案内」

## ■「所得」の範囲及び所得額の算出方法について

所得の範囲及び所得額の計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定を準用しています。具体的には、以下の算出方法に基づき、前年(1～5月申請は前々年)の夫婦合算所得額の合計が730万円未満の方が対象となります。

お一人につき

$$\boxed{\text{所得額} = \boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{諸控除額}} - \boxed{8\text{万円}} (+ \text{譲渡所得})}$$

A 総所得金額 : 給与所得の方 ⇒ 「給与所得控除後の金額」

事業所得の方 ⇒ 「収入金額から必要経費を差引いた金額」

B 諸控除額 : 以下の表の項目について、総所得金額から控除額を差引くことができます。

諸控除の種類	控除額
医療費控除・雑損控除・小規模企業共済等掛金控除	実際に控除された金額
障害者控除・勤労学生控除	それぞれ270,000円
特別障害者控除	400,000円

C 8万円 : 総所得金額がある場合に、一律に控除される金額

注意1：譲渡所得がある方は、上記の算出式に譲渡所得金額が加算されます。

注意2：障害者控除等については、扶養している場合も対象になります。

注意3：上記算出方法により計算された額がマイナスになる場合は、所得額は0円になります。

## 3 その他

一般不妊治療（人工授精に係る保険適用外治療）を受けられた方は、『名古屋市一般不妊治療費助成事業』をご利用ください。

### 《お問い合わせ先》

申請手続き、必要書類など申請に関する一般的なご質問は ⇒ 名古屋おしえてダイヤル（電話：953-7584）  
助成対象治療など詳細は ⇒ 最寄りの保健センター（保健予防課保健感染症係）  
または子ども青少年局子育て支援部子育て支援課（電話972-2629）